

新型コロナウイルス感染拡大防止にご協力を

オミクロン株は感染力が強く、オホーツク管内でも多数の感染者数が報告されています。外出する際は、ご自身の体調を確認していただき、発熱や倦怠感がある場合は、軽度であっても外出や移動を控えるなど感染防止対策の徹底をお願いするとともに、感染した場合の対応についてお知らせします。

主な感染症対策

- マスクの正しい着用を心掛けましょう
- こまめに換気を行いましょ
- 手洗い・うがい、手指消毒をしましょう
- 体調管理を徹底しましょう
- 食事・会話の際は飛まつに注意しましょう
- 混雑する場所を避けるなど感染リスクを回避しましょう

基本的な感染対策は日ごろから しっかりと実践しましょう

家族が新型コロナウイルスに感染したときの対応

看病をするときは限られた方で対応し、療養期間中は感染を広めてしまう可能性があるため外出を控えてください。また、同居されている方も体温を測るなど健康観察をしましょう。

部屋を分けましょう



部屋を分けられない場合は、2m以上の距離を保つことを心掛けましょう

窓を開けてこまめに換気



共用スペースはもちろん、ほかの部屋も定期的に換気しましょう

マスクを着用しましょう

マスクを外すときは表面に触れないようひも部分を持ち、外したあとは手を洗いましょう



こまめな手洗いと消毒を

こまめに石鹸で手を洗い、トイレや洗面台など共用部分を消毒しましょう



洗濯の際は手袋とマスクを



手袋とマスクを着用し、一般的な家庭用洗剤で洗濯して完全に乾かしましょう

ごみは密閉して捨てましょう



鼻をかんだティッシュなどはすぐにビニール袋に入れ、室外に出すときは密閉しましょう

■問合せ 総務課防災危機管理係 (☎ 47-2112 役場2階 窓口10番)

物価高騰対策生活支援

「元気なまちづくり商品券」を配布します

新型コロナウイルス感染症は依然として収まらず、物価の高騰により大きな影響を受けている全ての町民の皆さんと事業者および子育て世帯を支援するため、町内の店舗で使用できる「元気なまちづくり商品券」を町民1人当たり5,000円分、配布します。

- 金額 1人 5,000円分
- ※10枚つづりで1枚500円分の商品券です。令和4年4月1日時点で満18歳未満の子ども1人につき5,000円分を上乗せして配布します。
- 使用期限 令和5年2月28日(火)まで
- 商品券発送時期 11月中の発送を予定しています
- 商品券取扱店舗 町内で営業し、商品券取扱店として登録された店舗で使用できます

商品券取扱店舗を募集します

商品券の取扱店舗を募集しますので、お申し込みを希望される方は訓子府町商工会にお問い合わせください。



- 問合せ
- ・商品券の取り扱い店舗の申し込み 訓子府町商工会 (☎ 47-2241)
- ・その他商品券に関する問い合わせ 元気なまちづくり推進室 (☎ 33-5008)

11月は「労働保険適用促進強化期間」 ～一人でも雇ったら、労働保険(労災保険・雇用保険)の加入を～

「労働保険」とは、業務または通勤して負傷などを負った労働者に対して補償を行う労働者災害補償保険(労災保険)と労働者が失業した際に、生活の安定などを図る雇用保険により構成される制度で、労働者の福祉の向上を目的としています。

労働保険は、政府が管掌する強制保険であり、労働者(パート・アルバイト含む)を一人でも雇用していれば、原則として業種・規模を問わず労働保険の適用事業となり、事業主は加入手続きを行い、労働保険料を納付しなければなりません。

労働保険制度は、小規模零細事業を中心に、相当数の未加入事業所が存在しており、労働保険制度の健全な運営、労働者の福祉の向上などの観点から極めて重要な課題となっており、早急な解消が求められています。

このため、厚生労働省では「未手続事業一掃対策」として、11月を「労働保険適用促進強化期間」とし、各種事業主団体、個別事業主へ自主的な手続きを促していますので、労働保険への加入をお願いします。

- 問合せ
- ・厚生労働省労働基準局労働保険徴収課適用係 (☎ 03-5253-1111)
- ・北海道労働局総務部労働保険徴収課 (☎ 011-709-2311)